

改正バリアフリー法^{※1}の概要について

1 改正の背景

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての国民が共生する社会の実現をめざし、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっている。

2 要旨

(1) 理念規定／国及び国民の責務

- ① 理念規定を設け、バリアフリーの取り組みを実施するにあたって「社会的障壁の除去」及び「共生社会の実現」を明確化
- ② 国及び国民の責務に、「高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声掛け等）」を明記し、「心のバリアフリー」の取り組みを推進

(2) 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取り組みの推進

- ① エレベーター、ホームドアの整備等のハード対策に加え、駅員による旅客の介助や職員研修等のソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに提示

(3) バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- ① 市区町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定める「マスタープラン制度」を創設

(4) 更なる利用しやすさ確保に向けた様々な施策の充実

- ① 従来の公共交通機関に加え、新たに道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化

3 施行日

上記の施行日は、公布の日（平成30年5月25日）から起算して6月を超えない範囲の政令で定める日

※1 正式には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）」